

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 委託事務 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|--|--|---------------------------|
| 県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務 別県営住宅並びにこれらに併設されている店舗並びに埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦 | 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで |
| 県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務 | 同右 | 同右 |